号外第 四九号

平成十五年十二月二十六日 (金曜日)

則

目

次

規

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則

産

課

水

公布された条例等のあらまし

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則 (規則第一一〇号)

規則の概要

くい網漁業については、当該漁業ごと及び船舶ごとに漁業の許可を要することと さし網漁業、しき網漁業、つけ漁業、固定式さし網漁業、ひき縄釣漁業及びす あしか漁業については漁業許可の対象から削除した。 (第七条関係

2 その他規定の整理

島

施行期日

平成十六年一月九日から施行することとした。

規

鳥根県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成15年12月26日

平成十五年十二月二十六日

島根県規則第百十号

(1)

則

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則

第四条及び第五条中「別記」を削る

四号から第十六号まで」に改め、 第七条中「第十号及び第十五号」を「第五号、第六号、 同条中第十四号を削り、 第八号から第十号まで及び第十 第十五号を第十四号に、 第十六

び第十四号から第十六号まで」に改め、 第八条第一項中「第十号及び第十五号」を「第五号、第六号、 「別記」を削る。 第八号から第十号まで及

号を第十五号に、第十七号を第十六号とする。

第九条第三項中「きいて」を「聴いて」に改める。

第十条中「別記」 を削る。

第十三条第一項中「別記」 を削り、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め

第十六条第一項中 「別記」 を削る。

第十七条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、

別記

第十八条及び第二十条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第二十一条第二項中「別記」を削る

第二十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に改める。

に改める。 第二十三条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四項中「きく」を「聴く」

第二十五条第三項中「きく」を「聴く」に改める。

同条第二項中「こえる」を「超える」に、「こえない」を「超えない」に改め、 第二十六条第一項中「こえる」を「超える」に、「少くとも」を「少なくとも」に改め、 同条第三

第二十七条中「一に」を「いずれかに」に改める。

項中「少くとも」を「少なくとも」に改め、同条第四項中「きく」を「聴く」に改める。

第二十八条第二項中「きく」を「聴く」に改める。

第三十二条第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第三十三条第三項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第四十四条第一項の表漁業種類のいか釣漁業の欄中「チ」 を「リ」 に改める。

第四十五条第二項中「別記」を削る。

島根県知事

澄

田

信

義

第四十六条中「こえる」を「超える」に改める。

島

る

号外第 149 号 削り、 船舶」 第四十九条第一項中「漁業の許可に係る船舶」を「漁業の許可を受けた者」に、 第四十八条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項及び第三項中 を 同条第六項中「行なつて」を「行つて」に改める

舶 る 第五十条第一項中「漁業の許可に係る船舶」を「漁業の許可を受けた者」に、 を「当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶」に、 に改め、 「当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶」に、 同条第二項及び第五項中「こえない」を「超えない」に改める。 「行なう」を「行う」に改め 「行なわせる」 を 「当該船 「行わせ 「当該

る船舶」 「当該船舶により漁業を営む者又は当該船舶」 第五十一条第一項中「船舶が」を「漁業者が」に、「に使用された」を「を営んだ」 ľ 「行なう」を「行う」に改め、 同条第二項中「こえない」を「超えない」 を「当該漁業者又は当該漁業者の使用に係 ľ に

3

第五十二条中「行なう」 第五十三条第二項を次のように改める を「行う」 ľ 「もつばら」 を 「専ら」に改める

- 事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海
- 様式第十二号による信号旗Lを掲げる。
- を約七秒の間隔を置いて連続して行う。 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号 (短音 回 長音 回 短音 回
- Ξ 連続して行う。 投光器によりLの信号 (短光一回、 長光一回、 短光二回)を約七秒の間隔を置いて

せん光」 を「約三秒間継続する吹鳴又は投光」に、 第五十三条第三項中「長声」を「長音」 を 「約一秒間継続する吹鳴又は投光」 ľ 「短声」を「短音」 に改める。 「約四秒から六秒までの音響又はせん光」 ľ 「約一秒時の音響又は

第五十六条第一項中 「別記」を削る。

第五十七条第一項中 「行なう」を「行う」に改める。

第五十八条第一項中「一に」を「いずれかに」に改める

様式第一号から様式第四号までの様式及び様式第七号から様式第十号までの様式中

平成十五年十二

月月

二十六日発行二十六日印刷

を 「蕪」に改める

を「遊漁者」に改め、

同条第五号中「歩行」

「別記」 を削る。

を

様式第十二号の備考の2中 「政府間海事協議機関が」 を 「国竅海鷝藻圏の」に改める。

2

1

- この規則は、 平成十六年一月九日から施行する
- 舶ごとの許可を受けた者とみなし新規則の規定を適用する。 る改正後の島根県漁業調整規則 (以下「新規則」という。) 第七条の規定により当該船 記載されている場合にあっては、当該許可の有効期間が満了するまでは、この規則によ 定により当該者に対して交付された許可証に当該者の使用に係る船舶の船名、漁船登録 第十六号及び第十七号の漁業に限る。) を受けている者については、旧規則第十条の規 という。) 第七条の規定により許可 (旧規則第七条第五号、 番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数 (以下「船舶の船名等」という。) が この規則の施行の際、この規則による改正前の島根県漁業調整規則 第六号、 第八号、 (以 下 「旧規則」 第九号、
- いては、 するまでは、 により当該船舶ごとの許可を受けた者とみなし新規則の規定を適用する ている許可にあっては、 *वॅ* 等が、現に当該者が使用している船舶の使用船舶の船名等と異なっているにもかかわら 規則第十条の規定により当該者に対して交付された許可証に記載された使用船舶の船名 第八号、第九号、第十六号及び第十七号の漁業に限る。) を受けている者であって、旧 より許可証の書換え交付を受けた場合、 この規則の施行の際、旧規則第七条の規定により許可 (旧規則第七条第五号、 旧規則第十九条の規定による許可証の書換え交付を受けるに至っていない者が受け なお従前の例によることとし、 書換え後の許可証に記載された船舶の船名等につき、 前項の規定にかかわらず、この規則の施行日から二月以内にお その者については、当該許可の有効期間が満了 その者がその期間内に旧規則第十九条の規定に 新規則第七条の規定